

「自動継続外貨定期預金・普通預金約款（銀行代理店用）」の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2022年4月1日施行の個人情報保護法改正に伴い、外国にある第三者への個人データ提供に関する本人同意を取得する際、法令で定める事項の情報提供が必要となることを踏まえ、2022年4月1日付で、「自動継続外貨定期預金・普通預金約款（銀行代理店用）」を以下の通り改定いたします。

**自動継続外貨定期預金・普通預金約款（銀行代理店用） 新旧対照表**

2022年4月1日改定（下線部変更。なお、第13条全体を太字に変更）

新	旧
自動継続外貨定期預金・普通預金約款（銀行代理店用）（抜粋）	
<p><b>第1章 共通 第13条.（米国税務当局への情報提供に係る同意）</b></p> <p>お客様は、お客様がアメリカ合衆国（以下、この条において「米国」といいます。）の税法上の米国人（米国における納税義務のある自然人/法人又はその他の組織、米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織、および、米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)) に該当する場合（その可能性がある」と判断される場合を含みます。）には、次の事項に同意するものとします。</p> <p><u>同意にあたっては、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページ</u></p>	<p>第1章 共通 第13条.（米国税務当局への情報提供に係る同意）</p> <p>お客様は、お客様がアメリカ合衆国（以下、この条において「米国」といいます。）の税法上の米国人（米国における納税義務のある自然人/法人又はその他の組織、米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織、および、米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)) に該当する場合（その可能性がある」と判断される場合を含みます。）には、次の事項に同意するものとします。</p>

<p>ページの「個人情報保護方針」(<a href="https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html">https://www.nomura-trust.co.jp/company/policy/privacy_policy.html</a>)をご確認ください。</p> <p>①当社が米国の税務当局に、お客様の情報（住所/所在地、氏名/名称、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。）を提供すること。</p> <p>②前号によるお客様の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）および同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、お客様の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること。</p> <p>③お客様の実質的支配者（個人に限ります。）が米国の税法上の米国人である場合、お客様は当該実質的支配者の情報（住所、氏名、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。）を当社が米国の税務当局に提出することに関する同意書を当該実質的支配者から取得し、当社に提出すること。</p>	<p>①当社が米国の税務当局に、お客様の情報（住所/所在地、氏名/名称、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他米国の税務当局が求める情報に限ります。）を提供すること。</p> <p>②前号によるお客様の情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）および同法に関連する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、お客様の情報は米国の税務当局により税務執行の目的で利用されること。</p>
--	--

本件に関するお問い合わせは、野村信託銀行株式会社 営業企画部（電話番号：03-5202-1650）までお願いいたします。

以上